

四国医療専門学校 履修規程

この規程は、入学してから卒業するまでの学生の履修について、学則、その他の細則を補足しながら特に注意しなければならない事項を規定する。

I. 学事について

1. 学年

学年については、学則第9条に規定している。

授業は、学事暦に従って行われる。

学年は、4月1日から翌年3月31日までで、これを前期と後期の2期に分ける。

2. 学期

学期については、学則第9条に規定している。

学年の学期は、次のとおりであるが、学校長は、必要によりこれを変更することができる。

前期・・・4月1日から 9月30日まで。

後期・・・10月1日から 翌年 3月31日まで。

3. 休業日

休業日については、学則第10条に規定している。

本学科の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日、土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定されている日
- (3) 創立記念日(10月25日)
- (4) 夏・冬・春季休業日

① ただし、学校長が必要と認めるときは、休業日であっても授業または試験を行なうことができる。

② 荒天時の対応

鍼灸マッサージ学科、鍼灸学科1部、柔道整復学科1部、理学療法学科、作業療法学科、看護学科	荒天のため、宇多津町または丸亀市に、「特別警報」「暴風警報」が午前7時00分に発令されている場合は、通学待機とし、午前10時00分においても継続されている場合は、その日は臨時休校とする。午前10時00分までに解除された場合は、午後の授業は実施する。
鍼灸学科2部、柔道整復学科2部、スポーツ医療学科	午後3時30分に発令されている場合は、通学待機とし、午後4時30分においても継続されている場合は、その日は臨時休校とする。

③ 授業中に、「特別警報」「暴風警報」が発令された場合や、公共交通機関(JR等)に運休等の支障が生じるような場合には、教育活動を中止し下校させることがある。

④ 上記による対応を原則とするが、暴風警報以外の気象警報が発令された場合も含め、その状況により、学校長が別途判断することがある。

4. 授業及び時限

始業及び終業時刻については、学則第14条に規定している。

(1) 授業は、単位制度に基づいて行なわれ、講義、演習、実習、臨床実習及び臨地実習があり、他に学生が出席を求められるものに、特別講義、補習、学校行事がある。

(2) 授業は、1時限90分を原則とし、講義は、1時間を45分、臨床実習及び臨地実習は、同60分とする。

授業時間の区分は、以下のとおりである。

区分	1 部				2 部		
	I	II	III	IV	I	II	III
時 限	9:00	10:40	13:00	14:40	17:55	18:50	20:30
時 間	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
	10:30	12:10	14:30	16:10	18:40	20:20	22:00

① 鍼灸マッサージ学科、鍼灸学科及び柔道整復学科の臨床実習は、修業時間(1部10:40～16:10

、2部17:55～22:00)以外及び休業日に行う。

(3) 休講・補習・特別講義・学校行事

① 休講及び時間割の変更

学校や担当教員、その他やむを得ない事情により、休講や授業時間割の変更を行うことがある。これについては、掲示板により通知する。

② 補習及び特別講義

授業時間が必要時間数に満たない場合には、補習を行うことがある。また、学校長が必要と認められた場合には、特別講義を行うことがある。これらについても掲示板により通知する。

③ 球技大会、体育祭などの学校行事には、学生の健康増進、学生間の親睦のために出席が求められる。

II. 出席、補講、休学、退学、転部及び在籍期間などについて

1. 出席すべき日数

学年の学期期間で上記休業日以外は、出席しなければならない。

2. 授業の出席

(1) 講義、演習は、授業時間数の3分の2以上の出席が必要である。

(2) 実技、実習、臨床実習及び臨地実習は、原則として必ず出席しなければならない。

① 鍼灸マッサージ学科及び鍼灸学科の実技、実習、臨床実習、補習授業及び特別授業には、原則として必ず出席しなければならない。止むを得ない理由での欠課は、5分の1の範囲で認めることがある。

② 柔道整復学科の実技、実習及び臨床実習において、やむを得ない理由での欠課は、5分の1の範囲で認めることがある。

③ 理学療法学科及び作業療法学科の臨床実習において、やむを得ない理由での欠課は、5分の1の範囲で認めることがある。

④ 看護学科の臨地実習は、実習時間を満たさなければならない。

<看護学科の臨地実習の履修について>

基礎看護学実習Ⅰの単位取得をしていない者は、基礎看護学実習Ⅱを履修することはできない。

基礎看護学実習Ⅱの単位取得をしていない者は、専門分野別実習を履修することはできない。

ただし、小児看護学実習Ⅰについては、この限りでない。

また、専門分野別実習の単位取得をしていない者は、統合実習を履修することはできない。

⑤ スポーツ医療学科の実技、学内実習及び学外現場実習において、やむを得ない理由での欠課は、5分の1の範囲で認めることがある。

3. 授業中の心得

(1) 講義・演習・実技・実習について

以下の項目を遵守し、真摯な態度で授業に臨まねばならない。

① 学生として節度ある行動をとり、言葉遣いに注意し礼儀正しくする。

② 授業中、体調の急変等やむを得ない理由による早退や、教員の指示等特別な事情のない限り、教室を退出しないこと。

③ 授業中の携帯電話・スマートフォン等は、必ず電源を切って鞆等に入れておくこと。また、授業以外でも節度を守って使用すること。

④ 授業中に飲食をしないこと(ガムを噛むことを含む)。また、授業中飲食物を机の上や床に置かないこと。

⑤ 私語や居眠りをしないこと。

⑥ 実技・実習科目受講の際は、実技にみあった服装(白衣・ジャージ、学校指定の靴)とし、化粧、マニキュア、指輪、ピアス、ネックレスはしない。髪の毛の染色は控え、肩に付かないよう短くまとめること。

⑦ 鍼灸マッサージ学科及び鍼灸学科は、所定の道具も準備すること。

⑧ スポーツ医療学科は、学内実習の受講の際は、トレーニングウェア、運動シューズを着用し、学外現場実習時には、学校指定のウェア、ポロシャツ、運動シューズを着用すること。

(2) 臨床実習及び臨地実習について

実習委託先病院などでの臨床実習及び臨地実習では、以下の項目を遵守し、真摯な態度で臨まねばならない。

- ① 実習委託先病院などと取り交わした実習委託契約書及び個人情報保護協定書等の遵守事項並びに守秘義務に従って行動する。
- ② 学生として節度ある行動をとり、言葉遣いに注意し礼儀正しくする。
- ③ 時間を厳守し、自己の存在をはっきりさせ、許可なく行動しない。事故については、すみやかに報告をする。
- ④ 実習中知り得た情報は、個人情報保護法に基づき取り扱い、他言してはならない。
- ⑤ 服装は清楚で、印象の良い身だしなみを心がける。化粧、マニキュア、指輪、ピアス、ネックレスはしない。髪の毛の染色は控え、肩に付かないよう短くまとめる。
- ⑥ 感染に注意し、また伝播者にならないよう感染予防の基本を実習委託先病院などのマニュアルにそって励行する。
- ⑦ 実習中の事故については、すみやかに実習指導者に報告し指示を受ける。
- ⑧ 臨床実習及び臨地実習の詳細については、学科毎に実習前のガイダンス時に説明する。

4. 欠席、遅刻、早退及び欠課について

欠席、遅刻、早退及び欠課については、学則第21条に規定している。

- (1) 欠席は、1日の授業を全て休んだ場合をいう。
- (2) 遅刻は、授業開始より30分(2部の45分授業については15分)以内に入室した場合をいう。
- (3) 早退とは、授業時間の60分(2部の45分授業については30分)以上出席し退出した場合をいう。
- (4) 欠課とは、出席時間が60分(2部の45分授業については30分)に満たない場合をいう。
- (5) 遅刻、早退の欠課への換算については、遅刻、早退は、欠課0.5回(2部の45分授業における欠課は、欠課0.5回)と換算する。
- (6) 欠席、遅刻、早退及び欠課をするとき又はしたときは、それぞれの届を各学科の教務室に提出しなければならない。

5. 補講について

補講については、学則第35条に規定している。

- (1) 出席時間数がやむを得ない理由により、当該科目の定められた出席時間数に達しない者は、補講を受けなければならない。
 - ① 鍼灸マッサージ学科は、講義、演習は3分の2、実技、実習、臨床実習は5分の4
 - ② 鍼灸学科は、講義、演習は3分の2、実技、実習、臨床実習は5分の4
 - ③ 柔道整復学科は、講義、演習は3分の2、実技、実習、臨床実習は5分の4
 - ④ 理学療法学科は、講義、演習、実技、実習は3分の2、臨床実習は5分の4
 - ⑤ 作業療法学科は、講義、演習、実技、実習は3分の2、臨床実習は5分の4
 - ⑥ 看護学科は、講義、演習、実技、実習は3分の2、臨床実習は5分の5
 - ⑦ スポーツ医療学科は、講義、演習は3分の2、実技、実習、臨床実習は5分の4
- (2) 補講の受講は、不可抗力によるやむを得ない理由(気象状況等による公共交通機関のダイヤの乱れ、急病、交通事故等)のみとし、「補講受講許可願」とその証明書等を提出し、学校長が認めた場合に限る。
- (3) 補講が認められた場合は、追試験のみ受験できる(本試験は受験不可)。
- (4) 補講料は、10,000円 / 1時限(90分)とする。ただし、感染症による出席停止や入院など、学校長が認めた場合は、補講料を減免することがある。

※臨床実習及び臨地実習の場合

① 再実習

各実習期間内で実習単位の取得が不可の者は、長期休暇等を利用して、再実習を受けることができる。

ただし、再実習料を添えて「再実習願」を提出しなければならない。実習を長期に欠席した者は、再実習に準ずる。

再実習料は、5,000円/日とする。

② 補習実習

実習を欠席または欠課した者は、補習実習を受けることができる。

6. 忌引期間

(1) 忌引・出席停止は、欠課には含まれないが、それらを証明するもの(医師の診断書等)を必ず提出のこと。

提出がなされない場合は欠課とする。

(2) 学生の親族の死去に伴う忌引の期間は、下記のとおりとする。

区 分	続 柄	期 間	区 分	続 柄	期 間
配偶者		10日	血族	おじ・おば	1日
血族	父母	7日		孫・曾祖父母	1日
	子供	7日	姻族	配偶者父母	3日
	祖父母	3日		配偶者祖父母	1日
	兄弟姉妹	3日		配偶者兄弟姉妹	1日

遠隔地の場合は、旅行日として学校長判断により、2日以内の日数を認める場合がある。

7. 感染症による出席停止

出席停止については、学則第23条に規定している。

下記の表に規定する感染症の場合は、出席停止とする。出席停止期間は、学校保健安全法施行規則に定める期間、医師の診断書にある期間、若しくは学校医の判断に従うものとする。

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰 かい 白 はく 髄 ずい 炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルス であるものに限る。)及び特定鳥インフルエンザ(感染症法第6条第3項第6 号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。) ※ 上記に加え、感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染 症、同条第8項に規定する指定感染症、及び同条第9項に規定する新感染症 は、第一種の感染症とみなされる。
第二種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱及び結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

<出席停止期間の基準>

- (1) 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまでの期間とする。
- (2) 第二種の感染症(結核を除く)にかかった者については、次の期間とする。ただし、病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。
 - ① インフルエンザ及び新型インフルエンザ等：発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
 - ② 百日咳：特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
 - ③ 麻しん：解熱した後3日を経過するまで。
 - ④ 流行性耳下腺炎：耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで。
 - ⑤ 風しん：発しんが消失するまで。
 - ⑥ 水痘：すべての発しんが痂皮化するまで。
 - ⑦ 咽頭結膜熱：主要症状が消退した後2日を経過するまで。
 - ⑧ 髄膜炎菌性髄膜炎：症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで。
- (3) 結核及び第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

※出席停止期間の算定の考え方

「〇〇した後△日を経過するまで」とした場合は、「〇〇」という現象が見られた日の翌日を第1日として算定する。

例えば、「解熱した後2日を経過するまで」の場合、月曜日に解熱—火曜日(解熱後1日目)—水曜日(解熱後2日目)—この間発熱がない場合—木曜日から出席可能となる。

第二種の各出席停止期間は基準であり、症状により医師の診断により判断する。

8. 休学

学生の休学については、学則第22条に規定している。

9. 復学

学生の復学については、学則第24条に規定している。
原則、復学の時期は、年度の始めとする。

10. 退学

学生の退学については、学則第25条に規定している。

11. 転部

学生の転部については、学則第29条に規定している。
※鍼灸学科と柔道整復学科のみが対象となる。

12. 在籍期間

在籍期間については、学則第30条に規定している。
学生の在籍期間は、下記の表の年数を超えることができない。

学 科	在籍年数
鍼灸マッサージ学科、鍼灸学科1部、鍼灸学科2部 柔道整復学科1部、柔道整復学科2部	6年
理学療法学科、作業療法学科、看護学科	8年
スポーツ医療学科	4年

III. 学業成績などについて

単位の認定は、履修した科目に出席し、受験資格を得たものに対して行われる。また、試験方法は、筆記試験が主であるが、授業科目によっては、口頭、レポート、実技などによって行われる場合もある。

1. 定期試験

試験については、学則第32条に規定している。
学期末の試験を定期試験という。

- (1) 柔道整復学科では、前期及び後期のなかで、到達度確認試験を行うことができる。その評価は、定期試験の評価に加えることができる。
- (2) 看護学科とスポーツ医療学科においては、定期試験ではなく、授業科目の終了の都度試験が行われる。

2. 受験資格

受験資格については、学則第32条に規定している。

- (1) 講義、演習の受験資格
授業時間数の3分の2以上出席している者
- (2) 実技・実習の受験資格
授業時間数の5分の4以上出席している者
※理学療法学科、作業療法学科及び看護学科では、3分の2以上出席している者
- (3) 臨床実習及び臨地実習の成績判定資格
実習時間の5分の4以上の出席している者
※看護については、実習時間を満たす者

3. 追試験

追試験については、学則第33条に規定している。

- (1) 感染症等やむを得ない理由により定期試験を欠席した者は、追試験を受けることができる。その場合は80点を上限に採点される。
- (2) 追試験を受ける者は、受験料を添えて「追試験受験願」を期日までに、当該学科長、学生総合窓口を経

由のうえ、学校長に提出し、許可を受けなければならない。

(3) 受験料は、1科目あたり1,000円とする。ただし感染症による追試験受験料は発生しない。

4. 再試験

再試験については、学則第34条に規定している。

(1) 定期試験の成績が合格点に達しない者は、再試験を受けることができる。その場合は、60点を上限に採点される。

(2) 再試験を受ける者は、別に定める受験料を添えて「再試験受験願」を期日までに、当該学科長、学生総合窓口経由のうえ、学校長に提出し、許可を受けなければならない。

(3) 再試験は、基本的に1回限りとする。ただし、再試験においても合格しない者は、学科会議の協議により再度試験を行うことがある。

(4) 受験料は、1科目あたり1,000円とする。

5. 試験にあたっての注意事項

(1) 試験開始時刻に遅刻した者は、受験することができない。ただし、公共交通機関のダイヤの乱れ等による場合は、遅延証明の提出を条件に、試験開始後15分までの遅刻を認めることがある。

(2) 受験に際しては、必ず学生証を携行すること。万一学生証を忘れてきた場合には、試験期間中に1回のみ、学生総合窓口にて、仮学生証の交付を受け代替とすることができる。仮学生証は、当該発行日のみ有効とする。

(3) 試験開始後、原則、試験時間の半分を経過した後に退出することができる。ただし、一度退出した者は、再び入室できない。

(4) 試験中に不正行為をした者は、退場を命ずる。直ちに当該学期の受験資格が与えられず、すでに受験した科目も無効とする。

6. 単位認定と単位取得

試験の評価及び単位取得の認定については、学則第32条及び第36条に規定している。

(1) 講義、実習等に必要な時間を取得しており、かつ、当該科目の成績において、60点以上の成績を得た者には、所定の単位が与えられる。これを学校側からは、「単位認定」、学生側からは、「単位取得」という。

(2) 講義、演習、実習、実技の成績は、以下のとおりである。

秀……………90点以上

優……………80点以上90点未満

良……………70点以上80点未満

可……………60点以上70点未満

不可………60点未満

(3) 臨床実習及び臨地実習の成績評価

実習指導者の評価にもとづいて、学科内で総合的に判断し、上記(2)のように最終評価する。

※理学療法学科と作業療法学科は、実習前後の評価を臨床実習の成績評価に含めて成績評価する。

(4) 学業成績を総合的に評価するための基準

① 学業成績を総合的に評価するための基準として、GPA(Grade Point Average)を用いる。

② GPAは、累積にて算定する。

③ GPAの算定に当たっては、履修した各科目の評価に、GP(Grade Point)(以下「GP」という。)を割り当て、その平均を取ることで、以下の数式により算定する。

(履修登録した GPA 対象科目の GP×その科目の単位数)の合計

履修登録した GPA 対象科目の単位数の合計

④ GPAの対象科目は、学則別表(1～7)に定める授業科目のうち、成績評価で示すことのできる授業科目とする。

⑤ GPの割当てについては、学則第32条に定める試験の評価(以下「成績評価」という。)に応じて、次表に定めるGPを割り当てる。

成績評価	GP
秀(90～100点)	4
優(80～89点)	3
良(70～79点)	2
可(60～69点)	1
不可(59点以下)	0

(5) 成績の通知

学生の成績結果は、前期、後期それぞれの成績集計後に、連帯保証人に郵送する。

IV. 進級、卒業の認定について

1. 進級の認定

進級の認定については、学則第37条に規定している。

進級の認定は、当該学年で履修すべき科目全ての単位を取得していることを原則とし、授業の出席状況及び受講態度等を学科会議にて総合的に判断し、学校運営会議及び教員会議の議を経て、学校長が決定する。

また、進級の条件に、補習授業の受講や課題の提出等が附帯する場合がある。

2. 卒業の認定

卒業の認定については、学則第38条に規定している。

卒業の認定は、出席時間数が所定の時間数を満たし、在学期間に履修しなければならないすべての科目の単位を取得していることを原則とし、学科会議にて総合的に判断し、学校運営会議及び教員会議の議を経て、学校長が決定する。

V. 褒賞

学生の褒賞については、学則第40条に規定している。

VI. 懲戒

学生の懲戒については、学則第41条に規定している。

VII. 除籍

学生の除籍については、学則第26条に規定している。

VIII. その他留意事項

1. 休講・授業時間割等の変更

学校や担当教員、その他やむを得ない事情により、休講や授業時間割を変更する場合がある。これについては、掲示板により通知する。

2. 掲示による通知、連絡について

学校からの学生への連絡は、原則として全て掲示で通知する。

緊急の場合もありえるので、必ず朝夕の2回は各掲示板を見るようにしておくこと。また、掲示板の見落としに起因する責任は、学校側にはないので特に注意しておくこと。

3. 提出物について

各種申請書、レポート、その他当該学科教務及び学校事務局学務部学生総合窓口から学生に提出物を求められたときは、必ず定められた期限内に提出しなければならない。

4. 不明な点は、当該学科教員及び学校事務局学務部学生相談窓口に問合せの上で、十分理解するように努めること。

5. 大学併修(通信教育)について

大学の併修(通信教育)については、学則第46条に規定している。

本校では、看護学科は必須にて、理学療法学科及び作業療法学科は任意にて、九州保健福祉大学通信教育部と教育提携契約を締結している。履修方法等については、別に定める。

6. ここに定めない事項については、学校長の指示に従うものとする。

附 則

- 1 この履修規程は、学則、その他の細則に基づき、令和4年4月1日から施行する。
施行後の規程は、令和4年4月1日以降の入学生に適用し、令和4年3月31日以前の入学生については、各種届出及び申請様式以外は、なお従前の規程による。